

令和6年度 第2回 諏訪市農業委員会 議事録

第2回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

公表用

- 1 日 時 令和6年5月24日(金曜日) 午後2時
- 2 場 所 諏訪市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員数
- | | |
|------|-----------|
| 農業委員 | 12名 |
| 会 長 | 12番 小泉 幸善 |
| 会長代理 | 3番 矢崎 勝美 |
| 会長代理 | 10番 宮坂 廣司 |
| | 1番 飯田 吉三 |
| | 2番 小松 眞知男 |
| | 4番 溝口 喜視 |
| | 5番 一ノ瀬 和廣 |
| | 6番 濱 幸彦 |
| | 7番 藤森 正一 |
| | 8番 日達 誉子 |
| | 9番 岩波 恵理子 |
| | 11番 藤森 紀保 |
- 農地利用最適化推進委員 9名
- | |
|-------|
| 藤森 善雄 |
| 松木 敏文 |
| 宮坂 誠一 |
| 藤森 英幸 |
| 關 千春 |
| 小松 賢次 |
| 矢澤 直治 |
| 伊藤 賢次 |
| 藤森 芳樹 |
- 4 農業委員会事務局
- | | |
|----------|-------|
| 局 長 | 雨宮 寛之 |
| 次 長 | 藤森 秀 |
| 主 任 | 荒牧 幸治 |
| 会計年度任用職員 | 細田 栄一 |
- 5 署名委員
- | | |
|-----|-------|
| 11番 | 藤森 紀保 |
| 1番 | 飯田 吉三 |
- 6 会議の概要
- 会議の概要については次のとおり
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は適正に行われている(該当議案なし)。

○委員会成立報告	
事務局 雨宮寛之 局長	これより令和6年度第2回諏訪市農業委員会を開会いたします。 本日欠席農業委員はいません。12名全員出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。 欠席農地利用最適化推進委員はいません。出席委員は9名です。
○議事録署名人の指名	
事務局 雨宮寛之 局長	諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に11番の藤森紀保委員、1番の飯田吉三委員を指名します。
○会長あいさつ	
小泉幸善 会長	皆様ご苦労様です。 このメンバーで審議するのは今回が最後となります。本日、任期は過ぎておりますけれども、任期中に申請を受け付けた案件の審議となりますのでよろしくをお願いします。 それでは早速、審議を始めさせていただきます。 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、No.5 湖南の件について説明をお願いします。

○議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について	
5番 一ノ瀬和廣 委員	(No.5) 所在は大字湖南字大道下〇〇番〇。地目は台帳、現況とも田。面積は〇〇m ² 。 〔場所の説明〕 契約内容は贈与。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 理由について、譲渡人は多忙につき耕作困難、譲受人は隣地の耕作へ切替えたいというものです。譲渡人と譲受人は従兄弟関係にあります。譲受人は譲渡人所有の別の畑を耕作していたが、父親が昨年亡くなり、自宅の隣地である申請地を含め相続したので、耕作する場所を切り替えるため今回の申請となりました。 申請地は現況において田ですが、一部については40cm ほど土盛りをして、畑とします。畑として今後耕作する面積は〇〇m ² です。残りの田については、今年は保全管理とし、耕作は来年からとなります。農機具は今まで譲渡人から借りていたが、今後は耕運機等を自分で買う予定です。土盛りで〇〇円、機械購入で〇〇円と計画しています。 〔資金調達について確認〕
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
A委員	申請地の北側が畑として耕作する部分ということか。
5番 一ノ瀬和廣 委員	お見込みのとおりです。畑としての部分の更に北側に道路に接する形で譲受人の自宅があります。
小泉幸善 会長	現地を確認したが、自宅の南側に家庭菜園と思われる畑があった。今回の畑はその更に南側ということで良いか。 また、畑と田の部分で分筆はしないということで良いか。
5番 一ノ瀬和廣 委員	お見込みのとおりです。
小泉幸善 会長	譲受人は、これまで自分が所有する農地での耕作はなかったのか。
5番 一ノ瀬和廣 委員	譲渡人が所有する農地を借りて耕作してきたのみで、これまで自分が所有する農地はありません。

小泉幸義 会長	下限面積撤廃のこともあって今回、申請となったと思う。機械を購入するなど営農計画はしっかりしている印象です。
小泉幸善 会長	No.5について、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、2ページ、No.6、湖南の件について説明をお願いします。
推進委員 藤森英幸 委員	(No.6) 所在は大字湖南字中屋〇〇番〇。地目について台帳は田、現況は畑。面積は〇〇㎡。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 〔場所の説明〕 譲受人の母親が亡くなった後の相続協議の中で申請地と隣地の間に擁壁を設置したものの、地籍更正などはしなかった中で、地籍更正等の必要が生じた。それに伴い、今回の申請となりました。 契約内容は〇〇円の売買です。申請地の北側が譲受人の亡くなった母親名義となっていますが現在、相続登記手続中ですので申請地と一体の農地となります。譲受人は認定農業者であり、手広く農業を行っています。申請地と一体となる農地についてはトマト等の野菜を自ら作っていく営農計画となっています。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) No.6について、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、3ページ、No.7、豊田の件について、私が確認委員ですので説明します。
小泉幸善 会長	(No.7) 所在は大字湖南字中曽根〇〇番〇、〇〇番〇。地目について台帳、現況ともに田。面積は合計〇〇㎡。契約内容は〇〇円の売買です。譲渡人は〇〇さん、父親から申請地の相続を受けたが、機械等の所有がなく耕作不可との理由です。譲受人は〇〇さんです。 〔場所の説明〕 譲受人は現在、農地を6反歩ほど持っており、うち約4反歩は自分で耕作しています。所有する田の隣地である申請地を譲渡人の事情もあり現況のまま譲り受ける話が〇〇(法人)などから持ち上がり、今回の申請となりました。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) No.7について、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、4ページ 議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、No.3、併せて議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、No.4 中洲の件の説明をお願いします。

○議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	
3番 矢崎勝美 委員	(No.3) 所在は大字中洲字砂田〇〇番〇。地目について台帳、現況ともに田。面積は〇〇㎡。 〔場所の説明〕 申請地の地域については整理された農地のうち約8割が宅地となっています。当初計画者の〇〇さんは申請地の近隣にお住まいで、令和3年に住宅を建て替える目的で申請地について5条申請をしました。当時の土地代は〇〇円で、建築費と合わせ〇〇円の資金計画として預金残高等の確認がされ、許可されています。今回、当初計画どおりの住宅建築が難しくなったとの理由から計画変更申請がされました。 具体的には、ハウスメーカーに設計・建築を依頼したが、資材高騰等の理

	<p>由により建築費の増額を提示され、話し合いをしたが折り合いがつかず、また予定していた資金繰りがうまくいかなかったこともあり、計画を断念せざるを得なくなったとの顛末書が提出されています。</p> <p>申請代理人と話す中で、当初計画から変更する経緯などについて確認しましたが、心情的に納得のできるものではありませんでした。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について	
3番 矢崎勝美 委員	<p>(No.4)</p> <p>所在等はNo.3と同じです。譲渡人は、当初計画者の〇〇さん。譲受人は〇〇(法人)です。譲受人としては、譲渡人より申請地の購入を要請され、学校も近く良い所なので、買い受けることとしたものです。土地代は、〇〇円。</p> <p>3年前は、住宅1棟を建てる計画でしたが、今回は十字に4区画の宅地を造成する計画です。</p> <p>この宅地造成による周辺農地への影響や資金計画などについては、転用もやむなしと確認したが、計画変更の経緯や売買価格などについては心情的に疑問が残るので、皆さんの意見をお願いしたい。</p>
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
B委員	こういったケースは、結果的にいわゆる土地転がしに当たると思う。売買価格を〇〇円とした根拠は何かあるのか。3年前に〇〇円であったものが〇倍近くとなることに違和感がある。
C委員	譲受人からすると中洲に宅地が欲しいということだったと思う。この価格には驚いたが、それだけ欲しかったということと思われる。
小泉幸善 会長	譲受人は景気が良く、この価格でも宅地が欲しかったということだと思う。我々としては農地法上の審議をするのが第一である。
3番 矢崎勝美 委員	計画変更について我々に相談がなく、結果として計画変更になった経緯や理由には心情的に納得いかない。そうした部分をどのように考えるべきか。
D委員	許可権者の県としては、申請書に書かれた内容は適正という前提で審査し、また事業が完了した際には完了報告書の提出を求めている。こうした前提がありながら、義務を果たさないことに問題があると思う。転用の事業が計画どおり進んでいるか、完了したかは農地パトロールなどで確認などし、こうしたケースは減らしていくべきと思う。
小泉幸善 会長	<p>需要や経済的な状況を加味しても、価格には疑問に思わざるを得ない。転用許可後の状況把握について、自分が委員の任期中であればまだ確認ができるが、その後についても引き継いでいくことが必要である。</p> <p>3条許可で、計画どおりの耕作がされず、あまり期間が経たないうちに転用の申請に至るケースについて、一度許可したものを認めないということではなく、同じ申請者が同じ様に申請してきた場合に、その案件について許可できないという理由にはできると思われる。</p>
事務局 藤森秀 次長	転用の申請に対して、許可権者である県に意見を進達する際に、農業委員会としては、申請の記載内容が周辺農地や営農に大きな影響がなく、適正と認められる限りは、転用許可相当であるとする意見を進達せざるを得ないものと考えられます。心情的に納得ができない部分について斟酌するのはなかなか難しいと思われれます。
事務局 雨宮寛之 局長	この案件について、結果としては土地転がしと言わざるを得ないと考えますが、当初の計画・申請内容については、いわば性善説に立っているものであると思われれます。確かに当初の計画は個人住宅敷地としては広いと感じるが、計画どおり進めるとの考え方が真実として当時は申請してきたと思われれます。今回の変更に関しても、本人が申請している内容が真実として捉えた上で、やむを得ない事情であると判断していくものと考えます。

事務局 藤森秀 次長	仮に申請内容に虚偽等があった場合には、それに対する刑事責任などが問われる形になります。そういったことにならないように、事務局としては申請内容に虚偽等がないか、申請者に確認しながら申請書類を受け付けるようにしています。申請内容の真実性は、そういった面からも担保されていると言えます。
3番 矢崎勝美 委員	申請内容が真実であるかの確認を委員がどこまでするべきか。今回の場合であれば顛末書の内容についてハウスメーカーに確認するなど、裏を取るところまで必要か。
事務局 雨宮寛之 局長	明らかにおかしいと感じられること以外は、そこまでの必要はないものと考えます。
小泉幸善 会長	同じ申請者が、今回のような申請を繰り返してくる案件についての審査は、慎重にするべきと思う。
事務局 雨宮寛之 局長	今回問題となっていることとして、転用許可後に工事等が手付かずの状態となったことがあると思う。担当の地区でそういった箇所がありましたら情報提供をお願いします。
E委員	自分が担当した転用箇所、数年前に許可されたにもかかわらず手が着かない所があり、何度か指導してようやく着工したということがあった。自分が担当した案件については注視して、動きがないようなら指導し、計画どおり進めることが困難な場合には計画変更申請をしてもらうことが必要と思う。
小泉幸善 会長	参考までに、今回の案件のように転用許可がされたが、工事がされていない場合、固定資産税の課税はどのようになるか。あくまで現況判断か。
事務局 細田栄一 会計 年度任用職員	転用許可後翌年の1月1日現在において、固定資産課税台帳上は農地ではなくなります。宅地介在農地という扱いとなり、課税は農地としての課税ではなくなる形です。雑種地等と同じ扱いとなり、宅地並評価となります。
小泉幸善 会長	この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(11名挙手)賛成多数です。 続いて、6ページ No.5 中洲の件について説明をお願いします。
3番 矢崎勝美 委員	(No.5) 所在は大字中洲字前田〇〇番〇、〇〇番。地目は台帳現況ともに田。面積は合計〇〇㎡。 〔場所の説明〕 譲渡人は、相続によりこの土地を取得されたきょうだいで〇〇市の〇〇さんと〇〇さん。譲受人は、近くで〇〇事務所を営んでいる〇〇(法人)です。譲渡人としては、他にも田があるが、諏訪まで通って農業をする状況ではなく、譲渡等の財産処分を進めている中、譲受人より話をいただいたとのこと。 細長い形状の土地ですが、事務所を建てる位置や駐車場の配置などを工夫し、有効に活用する計画です。契約内容は売買、〇〇円。 周囲は徐々に宅地化が進んできている地域ですが、転用による水路等への影響については問題ないものと考えます。譲受人の代表は申請地の近くにお住まいで、転用後の管理がおろそかになる心配もないと考えられます。 なお、地元区長の同意書が提出されております。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。 事務所の従業員の人数は何人くらいか。
3番 矢崎勝美 委員	約10人と聞いております。
小泉幸善 会長	この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて7ページ No.6 豊田の件について私が確認委員ですので説明します。
小泉幸善 会長	(No.6) 所在は大字豊田字所久保〇〇番〇、〇〇番〇。地目は台帳現況ともに

	<p>畑。面積は合計〇〇㎡。</p> <p>申請目的は工事現場事務所ですが、スマートインターチェンジ関連の〇〇(法人)の工事現場事務所、令和3年に一時転用許可がされておりますが、来年の夏まで工期が伸びたことから、その更新となります。来年の夏以降も周辺の関連工事があることから、3年間の一時転用許可の申請となっております。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>事務所の規模は2階建て1棟と道具庫1棟で、建築面積は〇〇㎡です。賃貸人は〇〇さんです。賃料については従来から変更なしと聞いております。</p>
F委員	一時転用の案件については、終了後に農地に戻すということか。戻す際にも手続きが必要か。
小泉幸善 会長	終了後に農地に戻すという条件で一時転用の許可申請がされており、農地に戻す際には申請などの手続きは不要と考えます。
F委員	農地に戻したという確認は担当の農業委員がするのか。
事務局 藤森秀 次長	農業委員会として農地パトロール等で確認する方法が考えられます。
小泉幸善 会長	パトロールなどによって農地に戻っていなかったら、戻すよう指導をしなければなりませんよね。
小泉幸善 会長	<p>この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、8ページ No.7 中洲の件について説明をお願いします。</p>
推進委員 小松賢次 委員	<p>(No.7)</p> <p>所在は大字中洲字真那板免〇〇番〇。地目は台帳現況ともに田。面積は、〇〇㎡。</p> <p>申請目的は宅地造成、3区画です。</p> <p>譲渡人は、〇〇さん、譲受人は〇〇(法人)です。</p> <p>契約内容は売買、〇〇万円。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>耕作者が田での農作業後、位置指定道路を通った後の泥を放置するなど、位置指定道路の土地所有者とトラブルになり、この土地について耕作者が耕作しなくなった経過があります。そうした経過もあり、この度、譲受人で買い、転用することとなりました。</p> <p>〔資金計画の確認〕</p> <p>雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は地下浸透処理をします。用水路に影響がないよう工事をする計画です。境界立会は済んでおり、神宮寺農地管理組合からの同意書が添付されています。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、9ページ No.8 豊田の件について説明をお願いします。</p>
1番 飯田吉三 委員	<p>(No.8)</p> <p>所在は大字豊田字中島〇〇番〇。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>地目は台帳現況ともに田ですが、不耕作地です。面積は〇〇㎡。申請目的は資材置場・駐車場で、砂・砕石や重機、自動車を置く計画です。譲渡人〇〇さん、〇〇さん。譲受人は〇〇(法人)です。</p> <p>契約内容は売買、〇〇円です。</p> <p>譲受人は申請地の東約〇〇mのところ、事業所があり、近くの土地ということで選定したものです。申請地の奥の部分を資材置場等に転用する計画ですが、手前は別法人の倉庫が建っています。奥の方に隣接する農地がありますが、不耕作の農地もある状況です。</p>

	<p>〔資金計画の確認〕</p> <p>譲受人の2人はきょうだいで、相続で農地を取得したが、〇〇さんが〇〇に いるということもあり、財産処分したいという理由です。</p>
事務局 藤森秀 次長	<p>このNo.8と次のNo.9の審議に影響がある話として、追加資料により資材置場 等が目的の農地転用案件の手続きについて補足説明します。</p> <p>この4月からの適用で、資材置場や駐車場など、建築物を伴わない転用に ついては農業委員会の審議前に県の確認がされることになりました。可能で あれば事前相談の段階で、申請者側から事業概要等が示されましたら、追加 資料にあります様式により資材置場等の目的が一時転用で達成できないか、 県に確認をします。事業概要等が申請書の提出まで待たないと分からない場 合にあっては、申請書受付後速やかに確認をすることとされました。諏訪市 の場合、毎月10日が申請書受付の締切日ですが、今回の場合は事前相談の 段階では事業概要が分からなかったため、申請書受付後の5月13日に県に 確認様式を送っています。そうしましたところ、翌日の14日に一時転用によっ てでは目的達成できないとする県の回答がされました。</p> <p>こうした一連の手続きにより、資材置場等を目的とした転用については、恒 久転用ではなく一時転用で目的が達成できるのであれば、一時転用で申請し てくださいと指導することになります。</p> <p>また、資材置場等が目的の転用については、この県の事前確認に加え、許 可後における手続きについても複雑になりました。具体的には工事完了報告 書の提出後、6ヶ月ごと計6回、工事完了後においても資材置場等であること の報告を求めます。6ヶ月ごと計6回ということは、少なくとも3年は資材置場 等として利用することが想定されていると言えます。3年未満であれば恒久転 用ではなく一時転用として申請し、期間終了後は農地に戻してくださいと指導 することになります。</p> <p>先月の総会の中で、許可後において計画どおり転用していない案件への対 応が議論になりましたが、資材置場等については、この4月から適用となった 完了報告や状況報告をきちんと申請者や代理人に求めていくことで対応して いきたいと事務局としては考えています。</p>
小泉幸善 会長	<p>説明のあった取扱いの中で、3年間の状況報告中に当初の目的から外れた 土地利用としてしまった場合はどうなるのか。</p>
事務局 藤森秀 次長	<p>そういったことにならないように、当初の申請の段階で申請者側に指導しな さいというのが、国や県の言い方です。3年の間に、当初の目的以外の土地利 用が全くできないという訳ではないものと考えます。</p>
事務局 雨宮寛之 局長	<p>資材置場への転用は以前から問題視されており、1年くらいで転売してしまう といったケースが多くあった。この取扱いにより資材置場への転用は更に厳し くなったと認識いただければと思います。</p>
G委員	<p>3年間の状況報告後において継続して資材置場として土地利用する場合に 申請は不要であるのか。また、地目が雑種地等となっている以上、その土地を 売る場合には、農地法の許可は不要であるのか。</p>
事務局 藤森秀 次長	<p>2点ともお見込みのとおりです。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛 成です。</p> <p>続いて、10ページ No.9 渋崎の件について説明をお願いします。</p>
10番 宮坂廣司 委員	<p>(No.9)</p> <p>所在は渋崎〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇。地目は台帳現況ともに田です が、不耕作地です。面積は合計〇〇㎡。申請目的は資材置場・駐車場で、骨 材等、重機、自動車を置く計画です。</p> <p>〔場所の説明〕</p>

	<p>譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん。〇〇さんの子にあたるのが〇〇さんと〇〇さんで、相続された土地です。譲受人は〇〇(法人)で、申請地より北側約〇〇mに社屋があります。</p> <p>契約内容は、売買で〇〇円。整地等については譲受人の自営工事とする計画です。</p> <p>〔資金計画の確認〕</p> <p>なお小和田牧野組合の同意書が添付されています。雨水は、地下浸透処理とし、今月初めに地元区長、近隣の方への説明もされています。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、11ページ No.10 城南一丁目の件について説明をお願いします。</p>
推進委員 宮坂誠一 委員	<p>(No.10)</p> <p>所在は城南一丁目〇〇番〇。地目は台帳現況ともに田。面積は〇〇㎡。</p> <p>申請目的は建売住宅で、2階建を7棟建築する計画となっています。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>いわゆる白地の地域ですが、医療機関も近くにあり、都市化された地域内にある農地とみなすことができます。</p> <p>譲渡人の〇〇さんは高齢で耕作困難のため農地を譲渡したい。譲受人は〇〇(法人)です。</p> <p>契約内容は、売買で〇〇円。事業総額は〇〇円で、建築費が〇〇円、造成費〇〇円、予備費〇〇円となります。</p> <p>〔資金計画の確認〕</p> <p>申請地の奥側に用水路があり、雨水は集水柵を設け用水路に流します。なお、小和田牧野組合の同意書が添付されています。雑排水は公共下水道へ接続します。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、12ページ No.11 上諏訪の件について説明をお願いします。</p>
推進委員 関千春 委員	<p>(No.11)</p> <p>所在は大字上諏訪字菅平〇〇番〇。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>地目は台帳現況ともに畑ですが、不耕作地です。面積は〇〇㎡。申請目的は建築面積〇〇㎡の平家建て1棟の住宅です。</p> <p>譲渡人は、〇〇さん。譲受人は〇〇さんです。譲受人は、〇〇市在住ですが、生まれ育った諏訪に、仕事の関係もあつて移住したい。譲渡人は、申請地が出入りにくいなど営農するには不便な農地ということもあり、住宅地として購入したいとの話をいただいたので譲り渡すこととした。</p> <p>契約内容は、売買で〇〇円。接道の関係から隣地の宅地を併せて売買します。</p> <p>〔資金計画の確認〕</p> <p>申請地の西側と南側には住宅が建っています。北側が1.5mほど高くなつていて畑がありますが、申請建物が平家建てであること、境界から4m程離し、耕作者には了解を得ていることから営農への影響は問題ないと考えます。雨水は宅地内浸透処理、雑排水は公共下水道へ接続します。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、議案第9号農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画につい</p>

	て説明をお願いします。
--	-------------

○議案第9号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について	
事務局 荒牧幸治 主任	(No.1～4) 地番と面積についてNo.1は、大字豊田字菖蒲阿原〇〇番〇、面積〇〇㎡。 No.2は、大字豊田字菖蒲阿原〇〇番〇、面積〇〇㎡。 No.3は、大字豊田字菖蒲阿原〇〇番〇、面積〇〇㎡。 No.4は、大字豊田字菖蒲阿原〇〇番〇、面積〇〇㎡。 〔場所の説明〕 利用権を設定する者は〇〇さん。利用権の設定を受ける者は〇〇さん。地目は田。 利用権の種類は賃借権、期間は令和5年12月1日から1年間。
事務局 荒牧幸治 主任	(No.5～9) 地番と面積について、No.5は、大字豊田字清雲開〇〇番〇、面積〇〇㎡。 No.6は、大字豊田字清雲開〇〇番〇、面積〇〇㎡。 No.7は、大字豊田字清雲開〇〇番〇、面積〇〇㎡。 No.8は、大字豊田字清雲開〇〇番〇、面積〇〇㎡。 No.9は、大字豊田字清雲開〇〇番〇、面積〇〇㎡。 〔場所の説明〕 利用権を設定する者は〇〇さん。利用権の設定を受ける者は〇〇さん。地目は田。 利用権の種類は賃借権、期間は令和6年6月1日から5年間。
事務局 荒牧幸治 主任	(No.10・11) 地番と面積について、No.10は、大字中洲字保元〇〇番〇、面積〇〇㎡。 No.11は、大字中洲字保元〇〇番〇、面積〇〇㎡。 〔場所の説明〕 利用権を設定する者は〇〇さん。利用権の設定を受ける者は〇〇(法人)。 地目は田。 利用権の種類は賃借権、期間は令和6年4月1日から5年間。
事務局 荒牧幸治 主任	(No.12) 地番と面積についてNo.12は、大字湖南字武居田〇〇番〇、面積〇〇㎡。 〔場所の説明〕 利用権を設定する者は〇〇さん。利用権の設定を受ける者は〇〇さん。地目は田。 利用権の種類は賃借権、期間は令和6年5月1日から5年間。
小泉幸善 会長	4件とも継続案件ですが、この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
D委員	No.1～4について、利用権の期間が令和5年12月1日からの1年間となっているが、始期が半年前となっている点と期間が他と違い1年間である理由は。
事務局 荒牧孝治 主任	半年前が始期となっている点については事務処理上やむを得なかったというのが理由です。
1番 飯田吉三 委員	この場所は基盤整備が計画されている所ですよ。
小泉幸善 会長	この秋からの基盤整備に向けて、設定期間が1年となっているということですね。
事務局 荒牧孝治 主任	お見込みのとおりです。
小泉幸善 会長	それでは、4件まとめて採決します。 この4件について承認してよいという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です

	審議事項は以上です。 続いて、その他について事務局からお願いします。
--	---------------------------------------

○その他	
事務局 藤森秀 次長	本日、このメンバー出席での総会は最後ですので、開会前に返却物品などを回収し、また旅行積立金を返金させていただきました。ご協力ありがとうございました。引き続きの委員におかれましては、5月31日に改選後初の総会がありますのでお集まりください。今任期においてはありがとうございました。
小泉幸善会長	最後ということであいさつさせていただきます。3年間、会長を務めさせていただきました。皆様のご協力の下、務め上げることができたことに、御礼申し上げます。ありがとうございました。ここで任期を終えられる方も自分が担当した箇所を見回っていただきながら、今後の農業委員会に対しアドバイスをよろしくお願いしたいと思います。農業委員会は以前と比べ非常に多忙になってきておりますが、今後も諏訪市の農業を維持していくためにご協力をよろしくお願い致します。3年間、ありがとうございました。
事務局 雨宮寛之 局長	私からも最後、あいさつ申し上げます。皆様、お疲れ様でございました。3年間ということで、ここで退任される委員におかれましては任期中大変な苦労があったことと思います。ご尽力いただきましてありがとうございました。今後、また新しい体制でスタートすることとなりますが、退任される委員の皆様には新たに委員になれる方へアドバイスやサポート等よろしくお願いしたいと思います。また、諏訪市からも何かしらお願いすることがあるかもしれませんが、その際には是非お引き受けいただき、ご協力をよろしくお願い致します。今任期におかれては大変お疲れ様でした。
事務局 雨宮寛之 局長	長時間にわたりまして慎重審議をいただきありがとうございました。以上をもちまして第2回の農業委員会を閉会とします。ありがとうございました。